

東京都の財政状況と新たな財政政策に向けた提言

2010年10月3日 税財政グループ／醍醐 聡

1. 都の財政の現状

(1) 一般会計の特徴 (表1参照)

* 地方財政計画との対比で歳入の構成を見ると、①地方税の割合が極めて高い。これは大企業の本社・事業所の首都圏への集中に伴う法人二税の大きさが主因。②事業所・住居の集積、地価の高水準に見合う固定資産税の比重が高い。③富裕自治体として地方交付税不交付団体。

(2) 普通会計（一般会計、総務省基準の14の特別会計）の状況：括弧内は全国都道府県平均

* 財政力：財政力指数 1.41 (0.52) * 財政構造の弾力性：経常収支比率 84.1% (93.9%)

* 公債費の負担度：実質公債費比率 5.5 (12.8%)

* 財政規模と対比した将来債務の負担度：将来負担比率 63.8% (219.3%)

* 2006年度から2008年度にかけて、資産総額は約2.2兆円増加、うち1.4兆円(約64%)は基金積立金の増加。この間の当期収支差額を各種基金積立金にため込んできた(表2参照)。

(3) 23区と多摩地域・島しょの各市町村の財政状況 (表3参照)

* 23区では財政力指数は総じて低く、かつ大きな格差がある(港区1.20、荒川区0.29)。

* 港区では特別区税が歳入全体の53.6%を占め、区財政調整金は7%に過ぎないのに対して、荒川区では区財政調整金が歳入全体の47.6%を占め、特別区税は17.4%にとどまっている。この意味で、区財政調整制度は23区の財政力の水平的衡を図るといふ機能を果たしているといえる。

* 多摩地域の各市の財政力指数では総じて高く、23区の場合ほど格差もない。

* 村(島しょ)部では総じて財政力指数は極めて低い。

* 23区では区財政調整交付金が歳入全体の約31%を占め、地方税を超えているのに対し、財政調整制度がない多摩26市では地方税が歳入全体の53%、国と都からの支出金が25%を占めている。

(4) 東京都全体の状況 (表4参照)

* 資産規模で見ると、普通会計外の団体は普通会計の約50%に相当する資産を保有しているが、負債の規模で見ると、普通会計外の団体は普通会計の約80%に相当する負債を抱えている。

* 収支の状況(2008年度)を見ると赤字は3事業で、収支率が高い(採算性が良好な)事業が少なくない(水道：1.23、都市再開発：6.23、臨海地域開発：1.52など)

* しかし、703億円の債務超過状態の多摩ニュータウン事業会計(特別会計)や債務の決済に充当できる資産(流動資産・投資資産)が負債総額を1,870億円も下回っている(株)東京臨海高速鉄道(都の出資割合91%)など、将来、都に債務負担が及ぶ恐れがある事業体もある。

2. 一般財源として活用可能な基金の試算 (試算の明細は表5を参照)

* 試算の基本的な考え方

活用可能な基金の2009年度末残高 - 維持すべき将来負担比率を保つのに必要な充当可能基金の額 = 一般財源として活用可能な基金

* 活用可能な基金

財政調整基金、減債基金、社会資本等整備基金、東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金、スポーツ・文化振興交流基金、地球温暖化対策推進基金、福祉・健康安心基金

合計 26,497 億円

*維持すべき将来負担比率：ここでは 2008 年度末の都道府県平均水準（＝219.38%）として試算

*将来負担比率の目標水準を維持するために保持すべき基金の額：1 兆 2,212 億円（A）

*活用可能な基金：2 兆 6,497 億円（B）

*一般財源として活用可能な基金の額：（B）－（A）＝1 兆 4,285 億円

*有限の基金（ストック）なので資本的支出（地方債償還）に充てることによって効用が長期に及ぶよう、活用方法を考慮する必要がある。

施設整備への投資 → 投資の効用が耐用期間中まで及ぶ。

地方債の繰上償還 → 残存契約期間にわたって公債費の縮減／一般財源の捻出に寄与する。

3. 予算執行のモニタリング～限られた財源を福祉と環境に有効に活用するために～

歳出予算の有効活用のための不用額の原因分析

連続して不用率が高く、不用額も大きい歳出予算項目の精査・原因分析

（参考）荒川区の一般会計歳出決算不用額性質分析表（別紙）

①福祉保健局：生活福祉事業の推進（低所得者対策事業等）61 億円 62.6%（2008 年度）

家賃補助と言っても敷金・礼金は融資制度のため、申し込みが少ないのではないかと

→ 入居の時の初期負担にまで補助を拡充する必要がある。

②：福祉保健局：（福祉施設整備補助）2009 年度 不用額 63 億円 執行率 54.7%

用地を確保していることが補助の条件となっているため、申請が少ないのではないかと

→ 用地取得にまで補助を拡充する必要がある。

国が障害者施設整備を 1 都道府県あたり年間に 2 施設しか補助を認めないのを理由に都も計画を未執行（2005.10.27 平成 17 年財政委員会での質疑参照）

→ 国に補助基準の見直しを求めながらも、都独自に基金を活用するなどして予算を執行すべき

③産業労働局：職業能力開発（就職チャレンジ支援事業）不用額 11 億円 執行率 62.5%

所得要件などが高いため、申請が少ないのではないかと 周知度が低いことも原因

→ 申請条件（所得制限など）の緩和、補助と貸付の組み合わせの見直し、周知度を高めるなどして利用の促進を図る必要がある。

④中央卸売市場会計：豊洲新市場施設整備費の予算執行状況（単位：百万円）

	2007 年度	2008 年度	2009 年度
歳出予算の執行残	47,421	74,698	890
歳出予算の執行率	3.6%	2.3%	43.3%

2010 年度予算 1,281 億円 → 補正予算で削除のうえ一般財源化、次年度以降は計上を停止すべき

4. 新都政がめざすべき財政運営の基本構想

(1) 大型開発プロジェクトの財源づくりのための基金ため込み型財政から福祉・環境重視・基金の有効活用型の財政へ

(2) 23 区と多摩地区、・島しょにおける地域間の財政力の格差を是正する財政調整制度の拡充。当面、使途に関する市町村の自主性を尊重した市町村総合交付金の増額

(3) 都民に開かれた予算編成と予算の執行過程の監視、不用額や不要不急の歳出を都民本位の施策の財源に